

事業者間協議の円滑化に関するガイドライン

平成24年7月

(令和7年3月最終改定)

総務省

1 ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

電気通信事業は、国民生活や産業経済活動に必要な通信サービスを提供する事業であって、高い公共性を有している。同時に、ある電気通信事業者（以下「事業者」という。）のネットワークが他の事業者のネットワークと様々な形で接続されることによって、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができるという性質を有している。

このようなネットワークの公共性・重要性に鑑み、ネットワーク同士の円滑な接続を確保することは重要な政策課題となっており、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第32条においては、ネットワークを有する事業者は、原則として、その設置する電気通信回線設備との接続に関する他事業者からの請求に応じなければならないとされている（接続応諾義務）。

なお、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下「指定設備設置事業者」という。）に対しては、上述の接続応諾義務に加え、そのネットワークの有する不可欠性又は接続協議における優位な交渉力に鑑み、認可又は届出がなされた接続約款によらなければ他事業者との接続に関する協定（以下「接続協定」という。）を締結・変更してはならない義務が課されている。

接続協定は、累次の規制緩和により、認可・届出といった事前規制が廃止されており、双方の合意のみで効力を生じるものとなっている。なお、事後的な担保措置として、業務改善命令や接続等に係る総務大臣裁定等が整備されている。

このような状況にあって、事前規制の廃止された時期と比較すると、固定通

信分野ではＦＴＴＨアクセスサービスの普及や固定電話網のＩＰ網への移行等、移動通信分野では移動通信システムの世代交代や仮想化技術の進展等、ネットワークの発展・変化が続いている。この結果、事業者のネットワーク同士の接続形態は、固定・移動の垣根を越えて、多様化・複雑化している。

接続協定の締結に当たっては、上述の規制緩和がなされた趣旨を踏まえると、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件（以下「接続料等」という。）に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。他方、競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景として、事業者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例が発生しており、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。このように事業者間協議による合意の形成が円滑になされない場合には、公正競争の確保が十分になされないおそれがあり、ひいては利用者利便が損なわれる可能性がある。

本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第３２条の趣旨を踏まえ、事業者間のネットワークの接続に関し、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するものである。これにより、事業者間協議における予見可能性を高め、その円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。

なお、本ガイドラインは、上述のような事前規制の緩和・廃止がなされた経緯を踏まえ、新たな事前規制の導入を意図するものではない。また、本ガイドラインは、従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性を認識していない場合についてまで、従前の事業者間協議の方法の変更を求めるものではない。

（２）ガイドラインの対象

本ガイドラインは、固定通信事業者と移動通信事業者、指定設備設置事業者と指定設備設置事業者以外の事業者（以下「非指定事業者」という。）等の別を問わず、全ての事業者を対象として、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すものである。ただし、携帯電話事業者の接続料等に係る協議及び移動通信事業者とＭＶＮＯの間の協議については「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を、併せて参照すること。

なお、指定設備設置事業者は、認可又は届出がなされた接続約款によらなければ他事業者との接続協定を締結・変更してはならないとされているが、接続約款の認可申請又は届出に先立って十分な事業者間協議が行われることは、その後の接続協定の締結又は変更に係る協議の円滑化の観点から望ましい。ただし、事業者間協議の結果合意に至らなかった場合であっても、指定設備設置事業者は認可申請や届出を行うことは可能である。

2 事業者間協議のプロセス

(1) 基本的な考え方

「1 (1) ガイドラインの目的」を踏まえ、接続料等を含む接続協定の締結については、まずは当事者間の協議に委ねられるのが原則である。ただし、当事者間において十分な協議を行う観点から、事業者は、協議の開始又は再開に当たって、事業者間協議のプロセス（進め方、スケジュール等）について一定の認識を共有することが望ましい。

(2) 事業者間協議のプロセスに係る留意点

① 窓口の明確化・協議の申込み等への対応

事業者は、接続に係る事業者間協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、事業者と接続協定を締結する事業者又は接続を希望する事業者（以下「接続事業者等」という。）からの問合せや接続に係る協議の申込み、申請等に対して遅滞なく対応することが望ましい。なお、光ファイバの情報開示に関する対応については別添のとおりである。

② 事業者間協議のスケジュール

事業者は、接続協定を締結又は変更しようとする場合、例えば、接続料の水準のみを変更する場合であれば、接続料の算定に当たっての考え方や算定方法、算定根拠について十分な事業者間協議が行える期間を確保するなど、その適用予定時期に鑑みて十分な期間を確保して、協定案の内容を接続事業者等に通知し、事業者間協議を開始することが望ましい。

接続料算定に係る業務の都合等により具体的な接続料の変更案の提示からその適用までに十分な期間を確保することが困難な場合は、例えば、接続料の算定に当たっての考え方や算定方法を先行して提示するなどの方法により、当事者間における予見性の確保と円滑な協議の実施に努めることが望ましい。

③ 協議の内容

事業者間協議に当たっては、まずは接続料の水準及び具体的な接続条件を提示することとなる。

その際、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

特に、音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」に示した考え方に従い、算定根拠に係る情報開示を相手方に対し行うことが望ましい。

なお、音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）において、次の2点について事業者間で双務的に合意されるものと位置付けられており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい。

- ・ 発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。
- ・ 発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料（回線単位料金）として請求すること。（料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。）

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

(1) 基本的な考え方

音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当である。

(2) 情報開示の方法等

上記の基本的な考え方から、上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について当事者間で十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、必要に応じ、当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい。

なお、指定設備設置事業者が認可又は届出のなされた接続約款に基づき締結する接続協定も、非指定事業者間の接続協定と同様、当事者間の合意に基づく契約としての性質を有する。したがって、指定設備設置事業者は、当該接続約款の認可又は届出が完了していることや当該認可又は届出に係る手続の過程で総務省への一定の情報開示がなされていることのみをもって、直ちに接続事業者等に対する接続料の算定根拠に係る説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

(1) 基本的な考え方

事業者間でネットワーク同士の接続を行うに当たり、接続の申込み等に係るオペレーションシステムの開発・更改や、接続に際して必要となる機能を具備するための網改造が発生する場合がある。

このようなシステム開発等は、その性質上、多くの場合、コストの負担、技

術的な仕様への対応、システムの仕様に合わせた業務フローの構築等が必要となるため、ネットワーク同士の接続を行う事業者双方に影響を与える。このため、これらのシステム開発等に当たっては、その機能や仕様、コスト負担の方法等が一方の当事者によって独自に決定されるべきものではなく、当事者間の協議を踏まえることが望ましい。

（２）接続の申込み等に係るオペレーションシステムの開発・更改

上記の基本的な考え方から、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者等に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することが適当である。また、接続事業者等から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、十分な説明を行うことが適当である。

（３）接続に際して必要となる網改造

① 網改造費用の検証

事業者間協議において接続に必要な網改造の内容や費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り相手方に情報開示することが望ましい。

② 網改造費用の案分方法等について

複数事業者がネットワークを接続する際、必要となる機能を具備するための網改造を行う場合、システムの仕様や費用負担の案分方法の決定に当たっては、関係事業者間で十分な協議を行うとともに、各事業者の意見を可能な限り反映することが望ましい。その際、例えば、利用の程度（トラフィック比等）が少ない事業者や必要な性能が限定的な事業者にとって著しく不合理なシステムの仕様や費用負担の案分方法が採用されることのないよう留意することが適当であ

る。

5 協議が調わなかった場合の手続

(1) 紛争処理スキームの利用

事業者は、接続協定を円滑に締結するとともに、締結された接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム（総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁）を利用することができる。¹

(2) 意見申出制度の利用

接続に関して、事業者の業務の方法に苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。²

(3) 接続料が不当に高額であると認められる場合等について

指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず、接続料の水準が不当に高額である場合その他接続の条件が不当であると認められる場合については、事業法第29条第1項に基づく業務改善命令の対象となる場合があることに留意が必要である。また、指定設備設置事業者については、事業法第33条第6項若しくは第8項又は第34条第3項に基づく接続約款変更命令の対象となる場合があることに留意が必要である。

6 その他

総務省は、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。

¹ 紛争処理スキームに係る手続の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛争処理マニュアル ―紛争処理の制度と実務―」を参照。

² 意見申出制度の詳細については、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」を参照。

光ファイバの情報開示に関する対応

光ファイバの利用に係る電気通信事業者間の協議の円滑化を図るため、光ファイバに関する情報開示について、次の各項目のとおり対応することが望ましい。

(1) 情報開示の対象者・情報開示の手段

光ファイバの情報開示にあたっては、開示の対象を電気通信事業者とするとともに、光ファイバに関する情報が安全保障やセキュリティ、情報の開示を行う事業者（以下「開示元事業者」という。）の経営上の秘密の観点等で配慮が必要であることに鑑み、以下のとおり対応することが望ましい。

- ・情報の開示に先立ち、情報の開示を求める電気通信事業者（以下「要望事業者」という。）及び開示元事業者の間で、開示元事業者が開示する情報に係る秘密保持について任意の方法で規定すること。なお、当該情報が公知の情報である場合や開示する情報量が限定的な場合等においては、この限りではない。
- ・情報の目的外利用を防止するため、要望事業者からの調査申込時に光ファイバの利用用途を記載する等、情報を開示する対象設備の利用用途を開示元事業者が確認できるよう対応することと併せて、開示元事業者が開示した情報の目的外利用を禁止することを任意の方法で規定すること。この時、「利用用途」については、設備利用を目的とした申請であることを確認できる情報とし、開示元事業者が開示した情報の目的外利用や情報漏洩の疑義がある場合等においては、必要に応じて、開示元事業者が要望事業者に対して具体的な利用用途を確認すること。
- ・光ファイバの「ルート情報」等、安全保障やセキュリティ上の観点で極めて重要な情報を具体的に開示する場合、望ましい情報管理体制等を開示元事業者側から提示した上で、要望事業者における当該情報管理体制の構築状況や実施状況について必要に応じて開示元事業者が確認できるようにする等、不適切な取扱いによる情報漏洩を未然に防止する措置を講じること。

(2) 開示する情報の内容や粒度

光ファイバに関する情報が安全保障やセキュリティ、開示元事業者の経営上の秘密の保護の観点等で配慮が必要であることを勘案しつつ、要望事業者のニーズとして、いわゆる「クロスポイント」がない異経路構成による冗長性の確保が重

要であることを踏まえ、以下のとおり対応することが望ましい。

- ・ 開示元事業者においては、安全保障やセキュリティ、経営上の秘密の保護の観点等を考慮しつつ、要望事業者のニーズを踏まえ、要望事業者が提示したルートとの異経路構成を検討可能な情報を開示すること。例えば、開示元事業者が保有する光ファイバルートと異経路構成となるような管路・とう道のルートを開示する等により、要望事業者が当該光ファイバルートとクロスポイントがない構成を検討することができる情報を開示すること。
- ・ 要望事業者が調査依頼を行う際に、クロスポイントの定義（離隔条件等）を指定することを可能とすること。
- ・ 開示元事業者による設備の移設等によりクロスポイントが発生するリスクに対し、当該リスクを可能な限り低減するための措置を開示元事業者において講じること。

（３）情報の開示に要する期間

光ファイバに関する情報の開示に要する期間の短縮に向けて、以下のとおり対応することが望ましい。

- ・ 開示元事業者側で要望事業者が求める情報を踏まえつつ、設備提供の可否に係る調査の進捗状況や設備の概況等の情報を可能な限り提供することで情報開示の迅速化を図るとともに、設備提供が不可と判明した際には速やかに要望事業者に回答すること。
- ・ 各開示元事業者において、標準的な回答期間を定めた上で、当該回答期間を超える場合には要望事業者への通知を行うこと。但し、標準的な回答期間を一律に設定することが難しい場合には、前提条件を設定し、代表的な申請パターンに対する標準的な回答期間を定めた上で、当該前提条件に合致しない申請については、その都度回答期間を通知すること。

（４）申請・使用手続のWEBによるオンライン化

光ファイバに関する情報の開示に係る申請・使用手続きについてもWEBによるオンライン化を進めることが情報開示の円滑化に資すると考えられるところであるが、WEB対応に係る費用等も勘案し、以下のとおり対応することが望ましい。なお、申請内容の詳細確認等が必要な場合には、必要に応じて対面や電話等

による連絡調整を行うことも可能である。

- ・ 開示元事業者において、少なくともWEBフォームによる光ファイバの情報開示に係る申込受付が可能であることを前提としつつオンライン化を行った上で、更なるWEBによるオンライン化は要望事業者と協議の上で必要な取組を進めること。
- ・ 申請の頻度が著しく僅少である開示元事業者においては、専用のWEBページを設けた上で、申請書類のひな形や送付先のメールアドレスを掲載する方法も可能とし、申請状況に応じてWEBによるオンライン化の運用に移行すること。

(5) 申請様式

光ファイバに関する情報の開示に係る申請様式については、別紙を標準的な様式としつつ、各開示元事業者の運用に応じた確認項目を追加することが望ましい。

(別紙)

異経路構成等による光ファイバの提供に係る調査申込書

第 号

年 月 日

●● 殿

所属（法人名等）

氏名

貴社の光ファイバとの接続に関し、異経路構成等による光ファイバの提供に係る調査を
申し込みます。

調査内容

1. 利用用途	
2. 利用開始希望時期	
3. 調査内容	

4. 調査対象区間

5. 本件に関する連絡先
(担当者氏名、電話番号等)

6. 添付資料

7. 記事